

グリーンシート及びフェニックス取引約款 (取引に関する説明書)

(約款の目的)

第1条 この約款は、日本クラウド証券株式会社(以下「当社」といいます。)に保護預り口座を有するお客様(以下「お客様」といいます。)と当社との間で、当社の取り扱うグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄(以下「グリーンシート銘柄等」といいます。)の取引に関して、両者の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです(以下「本約款」といいます。)。

(グリーンシート及びフェニックスの性格)

第2条 グリーンシート銘柄等とは、日本証券業協会の定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第2条第5号及び第6号に規定される有価証券であり、かつ金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。以下「金商法」といいます。)第67条の18第4号に規定される取扱有価証券に該当するものを指し、グリーンシート及びフェニックス(以下「グリーンシート等」といいます。)とは、グリーンシート銘柄等の発行及び流通の場合(金商法第2条第17項に記載される取引所金融商品市場又は同法第67条第2項に記載される店頭売買有価証券市場のいずれでもありません。)のことを指します。グリーンシート等は、次の性格を有することをお客様は理解して、取引に参加するものとします。

- ① 取引所金融商品市場と比較すると、財務体質が脆弱な会社の占める割合が多く、価格変動リスクが大きい銘柄があります。
- ② 取引所金融商品市場と比較すると、流動性の低い銘柄があり、長期間売買が成立しないこと、あるいは希望する価格で売買ができないことがあります。
- ③ 発行会社が金商法の継続開示会社以外の会社の場合には、日本証券業協会の定める会社情報及び取扱証券会社が契約で要求する会社情報が開示されており、取引所金融商品市場とは異なった様式及び内容の会社情報となっています。
- ④ 取引所金融商品市場と比較すると、株価情報及び会社情報等について新聞報道されていない場合があり、情報の取得方法が限られています。
- ⑤ グリーンシート等は、金商法上において規定されている取引所金融商品市場ではなく、相対取引の場であることから同一銘柄が同一時刻に売買されても売買価格が異なることがあります。
- ⑥ お客様は取引に関して本約款に記載するルール及び義務に従っていただくことを必要とします。

(金商法各規定の遵守)

第3条 お客様は、当社との間で本約款に記載するところを遵守するとともに、グリーンシート銘柄等の取引について、これが金商法第6章に規定される各条項、これにかかわる政令、府令、規則、ガイドライン及びその他のルール(以下「規則等」といいます。)とあわせて「法令等」といいます。)において金商法第157条から第160条まで及び第163条から第167条までが直接適用されることに基づき、これらに関する法令等をグリーンシート銘柄等の取引において遵守しなければならないものとします。また、お客様は、グリーンシート銘柄等の取引において法令上の適用を受けない場合であっても、「上場等株券」(金商法第162条の2)の適用を受ける取引あるいは行為である場合には、法令等が適用されるものとみなすこととし、法令等をグリーンシート銘柄等の取引において遵守しなければならないものとします。かかるみなし適用の場合、法令が新設あるいは変更された場合は、当該新設あるいは変更に従い、お客様は当該新設された条文及び変更された条文をそれぞれ遵守するものとします。本約款中の規定と金商法又は法令等の条文に該当する場合はどちらも重疊的にその適用を受けるものとします。法令等を理解することはお客様における義務であるものとします。

2. 前項の「法令等をグリーンシート銘柄等の取引において遵守」するとは、それぞれ必要とされる法令等の条項をグリーンシート銘柄等の取引において合理的に読み替えてこれを遵守することを指すものとします。当社とお客様との間で合理的に読み替えられた各行為禁止条項及び各行為制限条項は、それぞれお客様が当社に対して本約款上の義務を負うこととし、各行為禁止条項及び各行為制限条項に違反することは、本約款上の義務違反となります。

(募集又は売出し)

第4条 グリーンシート銘柄等の発行会社(以下「発行会社」といいます。)が、グリー

ンシート銘柄等の募集又は売出しを行う場合、お客様は以下の事項を承認の上、グリーンシート銘柄等の申込みをするものとします。

- ① 申込単位
募集又は売出しの都度、当社が決定します。
- ② 募集価額又は売出価額
当社が合理的と判断する価額を参考として発行会社との協議によって決定します。ただし、入札方式又はブックビルディング方式を採用することもできるものとします。
- ③ 募集又は売出しの取扱手数料
募集価額又は売出価額には証券会社の募集又は売出取扱手数料が含まれているものとし、その手数料率は当社が決定します。募集価額又は売出価額から募集又は売出取扱手数料を差引いた価格が発行会社の発行価額となります。
- ④ 申込枠の設定
当社では発行会社の募集又は売出しに際して、予めお客様の属性(機関投資家又は個人投資家)に応じて、募集又は売出しの申込枠を設定することがあります。
- ⑤ 抽選による割当て
申込総数が募集又は売出総数(④)にあつては属性ごとの申込総数が属性ごとの申込枠(総数)を超えた場合には、当社が定めるルールに従って適正に抽選を行って割当先及び割当株数を決定します。この場合、当社が定める引受けにおける公正配分ルールに従って行うものとします。
- ⑥ 総額引受けを行わないこと
発行会社の募集又は売出しにあたって、当社はお客様の申込みを取りまとめて代行して申込みを行う方法を原則とし、当社による引受けは原則として行いません。したがって、申込総数が募集又は売出総数に満たない場合には、⑦により募集が中止される場合を除き申込総数をもって割当総数といたします。
- ⑦ 募集又は売出しの中止
申込総数が募集又は売出総数の一定割合に満たない場合又は一定金額に満たない場合等において、当該募集又は売出しを中止することがあります。このほか、やむを得ない事情によって募集又は売出しを中止することがあります。この場合には、既にお預かりした申込証拠金はお客様からのご請求に応じてその全部又は一部を滞りなく返還します。
- ⑧ 株券の預託義務
発行会社の募集又は売出しにより交付される株券及び当社でお預かりした株券については、グリーンシート銘柄等に指定されている間は、すべて当社の保護預り(証券保管振替機構を利用する場合を除きます。)とし、お客様は原則として当該株券を引き出すことができません。

(売買のルール)

- 第5条 お客様は、当社に対してグリーンシート銘柄等の買付け又は売付けの注文を行う場合には、指値により注文を行うものとし、成行注文はできないものとします。
2. グリーンシート銘柄等の受渡し及び決済は、原則として約定日から起算して4営業日目の日に行われます。
3. 買い注文により取得した株式にかかる株券については、グリーンシート銘柄等に指定されている間は、すべて当社の保護預り(証券保管振替機構を利用する場合を除きます。)とし、お客様は原則として株券を引き出すことはできません。
4. グリーンシート銘柄等の制限値幅及び呼び値の刻みを定める場合は以下のとおりとします。なお、制限値幅及び呼び値の基準となる価格(以下「基準値段」といいます。)は各銘柄の前日の最終価格(前日の取引がない場合にはその直近の取引価格)とします。ただし、売り気配が制限値幅の下限の気配値である場合、買い気配が制限値幅の上限の気配値である場合又はその気配値が市況の状況等から判断して適正であると認められる場合には、当該気配値を基準値段とみなすことができるものとします。制限値幅及び呼び値の刻みは、原則として、当社が別途定めるものとします。
5. 当社は、取引を行う際の参考とする気配値を提示するものとします。提示された気配値で取引が行われるとは限りません。
6. 募集中の銘柄については、売買のルールを、当社が別途定める場合があります。

(売買のルール②)

第6条 グリーンシート銘柄等の買付け又は売付けの注文は、1株単位(ただし、単元株制度を採用している発行会社のグリーンシート銘柄等については、1単元株単位。)で行うことができます。

2. 当社はグリーンシート銘柄等についてお客様からいただいた注文は、委託又は自己による相対売買により取引を執行いたします。
3. 取引の執行時間は、次のとおりとします。
平日:午前9時00分から午前11時00分まで
午後0時30分から午後3時00分まで
半休日:午前9時00分から午前11時00分まで
休業日及び半休日は金融商品取引所の休業日及び半休日に従います。

(名義書換)

第7条 グリーンシート銘柄等の買付けを行ったお客様は、原則として株主名簿の基準日(会社法第124条)までに名義書換請求を行うものとします(証券保管振替機構の対象となった場合を除きます。)。

2. 前項の名義書換請求は必ず当社を通じて行うものとします。

(不正取引の禁止)

第8条 お客様はグリーンシート銘柄等の取引にあたって、以下に示す不正取引を行うことはできません。

- ① グリーンシート銘柄等の売買その他の取引について不正の手段、計画又は技巧をすること。
- ② グリーンシート銘柄等の売買その他の取引について、重要な事項について虚偽の記載があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して、金銭その他の財産を取得すること。
- ③ グリーンシート銘柄等の売買その他の取引を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。

(風説の流布、偽計利用等の禁止)

第9条 お客様は、グリーンシート銘柄等の募集若しくは売買その他の取引のため、又はグリーンシート銘柄等の相場の変動を図る目的をもって風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはなりません。

(相場操縦的行為の禁止)

第10条 お客様は、グリーンシート銘柄等の取引にあたって売買を誘引する目的をもって、次に掲げる行為をすることはできません。

- ① 単独で又は他人と共同して、当該グリーンシート銘柄等の売買取引が繁盛であると誤解させ、又はその相場を変動させるべき一連の売買取引又はその委託若しくは受託をすること。
- ② 当該グリーンシート銘柄等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること。
- ③ 当該グリーンシート銘柄等の売買取引を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

(会社関係者の禁止行為)

第11条 お客様のうち、金商法第166条に規定される次の各号に掲げる者(以下「会社関係者」といいます。)であつて、本条第2項に示す発行会社の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところによって知った者は、当該業務等に関する重要事実が公表された後でなければ、当該発行会社のグリーンシート銘柄等の売買をすることはできません。当該発行会社の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなった後1年以内の者についても同様とします。

- ① 当該発行会社の役員、代理人、使用人、その他の従業員(以下「役員等」といいます。):その者の職務に関し知ったとき。
- ② 当該発行会社の会社法第433条第1項に定める権利を有する株主:当該権利の行使に関し知ったとき。
- ③ 当該発行会社に対する法令に基づく権限を有する者:当該権限の行使に関し知ったとき。
- ④ 当該発行会社と契約を締結している者(その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含みます。)であつて、当該発行会社の役員等以外の者:当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき。
- ⑤ ②又は④に掲げる者であつて法人であるものの役員等(その者が役員等である

当該法人の他の役員等が、それぞれ②又は④に定めるところにより当該発行会社等の業務等に関する重要事実を知った場合におけるその者に限る。) : その者の職務に関し知ったとき。

2. 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、金商法第 166 条第2項及び同項に基づく政令及び府令において示される各事実を指すものとします。

3. お客様のうち、会社関係者(第1項後段に規定する者を含む。以下この項において同じとします。)から当該会社関係者が第1項各号に定めるところにより知った同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者(同項各号に掲げる者であって当該各号の定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知った者を除きます。)又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知った者は、当該業務等に関する重要事実が公表された後でなければ、当該発行会社のグリーンシート銘柄等の売買をすることができません。

4. 本条第1項の「公表された」とは、発行会社の第1項に規定する業務等に関する重要事実、発行会社の業務執行を決定する機関の決定又は発行会社の売上高等若しくは金商法第 166 条第2項第1号に規定する配当若しくは分配について、以下のいずれかの方法によって、一般に情報を提供されたこと、又は、金商法又は関連法規、日本証券業協会の規則若しくは当社との契約により要求される会社情報にこれらの事項が記載されている場合において、当該会社情報が公衆の縦覧に供されたことをいいます。

- ① 金融商品取引法施行令第 30 条第1項各号に規定する報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開され、公開した時から 12 時間が経過したこと。
- ② 金融商品取引法施行令第 30 条第1項第2号に基づき、日本証券業協会に通知し、当該通知を受けた日本証券業協会において「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第 56 条で定める電磁的方法により公衆の縦覧に供されたこと。

(空売りの禁止)

第 12 条 お客様は、グリーンシート銘柄等の取引において、当該銘柄の株券等を有しないでその売付けをすることはできません。

(役員及び主要株主の売買報告書の提出義務)

第 13 条 お客様のうち、発行会社の役員又は主要株主(自己又は他人の名義をもって発行済株式総数の 100 分の 10 以上の株式を有している株主)は、自己の計算において当該発行会社のグリーンシート銘柄等の買付け又は売付けをした場合においては、その売買に関する報告書を提出しなければなりません。

(役員及び主要株主の短期売買取引による利益の返還等)

第 14 条 お客様のうち発行会社の役員又は主要株主である者がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該発行会社のグリーンシート銘柄等について、自己の計算において買付けをした後6月以内に売付けをし、又は売付けをした後6月以内に買付けをして利益を得た場合においては、当該発行会社はその者に対して当該利益を提供すべきことを請求することができます。お客様は当該発行会社がかかる請求を行った場合は、当該発行会社に対して直接義務を負うものとします。

2. 当該発行会社の株主であるお客様は、当該発行会社に対し、前項の規定による請求を行うべきことを要求することができます。
3. 前項のお客様がその要求をした日から 60 日以内に当該発行会社が第 1 項の規定による請求を行わない場合においては、当該お客様は当該発行会社に代位してその請求を行うことができます。
4. 前二項の規定により発行会社の役員又は主要株主に対して請求する権利は、利益の取得があった日から2年間、これを行わないときは消滅します。

(売買の停止)

第 15 条 第6条第3項の規定にかかわらず、発行会社の重要事実の周知徹底が必要な場合、発行会社が新たに募集又は売出しを行うことにより株価の変動を防ぐことが必要な場合など、当社が必要と認めた場合は、一定の期日を発表し当該グリーンシート銘柄等の店頭取引を停止することがあります。

2. 第6条第3項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取引のために当社を含む取扱証券会社各社が利用するコンピューターシステムに障害が発生した場合には、当社は店頭取引を停止することがあります。

3. 前二項の規定にかかわらず、日本証券業協会の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第 34 条に基づきグリーンシート銘柄等の店頭取引の停止を決めた場合は、当社は当該グリーンシート銘柄等の取引を停止いたします。

4. 前三項の取引の停止によってお客様に損害が発生した場合でも、当社は責任を負わないものとします。

(取引注意銘柄)

第 16 条 当社は、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、当該発行会社のグリーンシート銘柄等を取引注意銘柄に指定するものとし、事態の改善が認められない場合は相当と認める期日を発表しその経過をもって取引監理銘柄に指定します。お客様は当社から何らの補償を受けることなく当社にかかる措置に従うものとします。

- ① グリーンシート等における会社情報について、その定める提出期限内に提出を行わなかったとき、又は当社が提出期限を発行会社との契約により定めているものについて、正当な理由なくその提出期限内に提出が行われなかったとき。
 - ② 発行会社がグリーンシート等における会社情報又は当社との契約により要求されているお客様からの公開質問に対する回答(以下「公開質問回答」といいます。)を、正当な理由なく怠ったとき。
 - ③ 発行会社がグリーンシート等における会社情報又は公開質問回答を行う際に、投資家の誤解を招くおそれがある情報開示を行った場合。
 - ④ 発行会社に関する風説又は未確認の情報が流れたことにより、グリーンシート銘柄等の公正な取引に支障があると当社が判断した場合。
 - ⑤ 第 18 条によってグリーンシート銘柄等の指定取消届出が行われた場合において、お客様の換金場を確保するために、取引注意銘柄としての取引が妥当と当社が判断し、一定期間を限定して取引を行う場合。
 - ⑥ その他、発行会社に取引注意銘柄に指定すべき事態が生じた当社が判断した場合。
2. 前項の①から③までの場合、発行会社の株主であるお客様は、自己が被った損害を発行会社に請求することができます。

(取引監理銘柄)

第 17 条 当社は、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、当該発行会社のグリーンシート銘柄等を取引監理銘柄に指定するものとし、事態の改善が認められない場合は、相当と認める期日を発表しその経過をもってグリーンシート銘柄等としての気配提示及び取引を停止します。お客様は何らの補償を当社から受けることなく当社にかかる措置に従うものとします。取引監理銘柄については制限幅はかからないものとします。

- ① 発行会社の発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたとき。
- ロ 発行会社が法律の規定による会社の更生又は再生若しくは整理を必要とするに至ったとき。
- ハ 発行会社が営業活動を停止したとき又はこれに準ずる状態になったとき。
- ニ 他の会社が発行会社を吸収合併する場合、株式交換によって発行会社の株主に他の会社の株式が発行される場合、又は発行会社が他の者への事業の譲渡を行う場合等でこれらによって発行会社が当該吸収合併、株式交換又は事業譲渡等により実質的な存続会社でなくなったか他社の完全子会社となったと当社が認めたとき。
- ホ 発行会社が他の会社の吸収合併等を行った後、発行会社の状態が著しく悪化し、グリーンシート銘柄等の発行会社として不適当であると当社が認めたとき。
- ②

- イ 発行会社が法令又は定款に違反して、当該発行会社のグリーンシート銘柄等を取り扱うことについて当社が不適当と認めたとき。
- ロ 当社と発行会社との間で締結された取扱主幹事契約の違反が判明したとき。
- ③ 発行会社が金商法及び関連法令、日本証券業協会の定める「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」によって要求される会社情報(以下「グリーンシート等における会社情報」といいます。)について、虚偽の情報開示あるいは情報隠匿等を行ったとき。
- ④イ 発行会社又は発行会社の役職員、株主又は取引先が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。

ロ 発行会社又は発行会社の役職員、株主又は取引先が、「破壊活動防止法」に定める団体、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。

ハ その他、発行会社又は発行会社の役職員、株主又は取引先が、一般国民に被害を生じさせうる反社会的勢力、その構成員あるいはそれらのものと密接な関係を有しているものであることが判明した場合。

⑤第 18 条によってグリーンシート銘柄等の指定取消届出が行われた場合において、お客様の換金場を確保するために、取引監理銘柄としての取引が妥当と当社が判断し、一定期間を限定して取引を行うとき。

⑥ その他、発行会社に取引監理銘柄に指定すべき事態が生じた当社が判断した場合。

2. 前号②から④までの場合、発行会社の株主であるお客様は、自己が被った損害を発行会社に請求することができます。

(グリーンシート銘柄等としての指定取消し)

第 18 条 発行会社が以下のいずれかに該当する場合は、当社は何らの意思表示を要しないで当然に日本証券業協会に対して当該発行会社のグリーンシート銘柄等の指定取消届出を行うことができるものとします。当該届出の効力が発生すると、当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての売買は行われなくなり。お客様は当社から何らの補償を受けることなく当社にかかる措置に従うものとします。

① 日本国内の取引所金融商品市場に上場した場合。

②

イ 発行会社が金商法第 193 条の2の規定に基づき監査報告書の提出を義務付けられている場合は、監査報告書に記載されている公認会計士又は監査法人の総合意見が、「不適正」又は「意見差し控え」(天災地変等、発行会社の責に帰すべからざる事由による場合を除きます。以下同じとします。)であるとき。

ロ 発行会社が金商法第 193 条の2の規定に基づく監査報告書の提出義務を負わない場合は、会社内容説明書に添付の監査報告書に記載されている公認会計士又は監査法人の総合意見が「不適正」又は「意見差し控え」であるとき。

③ 第 17 条第1項により取引監理銘柄に指定され、事態の改善が認められないまま相当と認める期間が経過してグリーンシート銘柄等としての気配提示及び取引が停止された場合。

④ 発行会社の申出に基づき、当該発行会社の株主全員の承諾を得た場合。

⑤ その他、日本証券業協会の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」第 36 条第5項又は第6項に基づきグリーンシート銘柄等の指定が取消された場合。

(会社情報の取得について)

第 19 条 お客様は、グリーンシート銘柄等の会社情報については、インターネットを通じて当社ホームページ、日本証券業協会のホームページ、又は適時開示情報閲覧サービス(TDnet)にてご自身で会社情報を取得する必要があります。

- ・ 日本クラウド証券ホームページアドレス <http://greensheet.midori-sec.co.jp/>
- ・ 日本証券業協会グリーンシートページアドレス <http://www.jsda.or.jp/html/greensheet/index.html>
- ・ 日本証券業協会フェニックスページアドレス <http://market.jsda.or.jp/html/phoenix/index.html>
- ・ 適時開示情報閲覧サービス(TDnet)アドレス <http://www.jsda.or.jp/html/equity/tdnetlink.html>

(約款の変更)

第20条 本約款は法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定された旨及び改定後の約款はインターネットの当社ホームページ上に速やかに開示します。開示後1ヵ月以内に異議のお申立てがないときは約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

日本クラウド証券株式会社 (平成 25 年 4 月)